

生活支援事業のとりくみ

高齢や障がいのため、日常生活に支障のある高齢者が多数いる。そのような方々が、地元で生活を続けていく上で生じる生活ニーズ（掃除、通院介助など）に応える取り組みを、法人の地域に向けた独自事業として実施している。利用料は1時間当たり1,100円で、うち1,000円をサービス提供者に、残りの100円を事務費にあてている。

社会福祉法人 協立いつくしみの会

〒004-0055 札幌市厚別区厚別中央5条6丁目5-20
TEL : 011-896-1165 / FAX : 011-894-4404 / E-Mail : ishii@karipu.jp

【法人の概要】

法人設立年：1993年8月
経営施設、事業（数）： 1施設、13事業
経営施設、事業（種別）：
特別養護老人ホーム、ショートステイ…2／ヘルパーステーション…2／デイサービス…3／訪問看護事務所、居宅介護支援センター…2／生活支援ハウス、札幌市介護予防センター

【法人の理念・経営方針】

「かりぶの宣言」

設立への思いを受けとめて

◇かりぶ・あつべつは地域のみなさんの熱い思いで設立されたことをしっかりと受け止め、これからも共に発展させていきます。

その人らしさを大切に

◇障害があっても、認知症になっても遠慮しないで暮らせる地域社会と施設をめざします。

◇一人ひとりの人権を尊重し、その人らしく自由にいきいきと暮らせる施設をめざします。

◇その人の生きてきた時代と人生から学び、共感する姿勢を大切にします。

◇介護する人、される人ではなく共に生活をつくりあげます。

◇安全・安心できるケアで信頼と笑顔あふれる施設になります。

◇人間観、高齢者観を学び、科学的なケアを追求します。

明るい職場づくり

◇みんなで話し合い、みんなで実行する職場をつくります。

◇自分の意見を持ち、仲間を尊重し、チームケアを追求します。

◇技術の向上をめざし、ともに学びあい育ちあいます。

◇いきいき、わくわく、のびのびと働く職場環境づくりをめざします。

憲法を守る

◇憲法の精神を大切に、平和と人権を守るために努力します。

社会保障の充実めざして

◇住み慣れたまちで、年をとっても安心して生活できる社会保障の充実に努力します。

◇お金のあるなしで差別されない社会保障制度をつくるために頑張ります。

地域の中へ

◇一つ一つつながりを大切に、地域に開かれ、とけこんだ施設づくりをめざします。

◇地域の人々とともに考え、安心してくらせるまちづくりの輪をひろげます。

実施施設の概要

施設名：特別養護老人ホームかり

ぶ・あつべつ

施設種別：特別養護老人ホーム

活動開始年：2006年4月

活動の頻度・時間：月30時間前後（1人1回1～2時間）

活動の対象者：地域の高齢者

【活動実施の背景、実施にいたった理由】

地域には高齢や障がいのため日常生活に支障のある高齢者が多数おり、掃除やゴミ出し、薬の受け取り、通院介助など様々な生活要求をもっている。

一方、2006年の介護保険法改定による予防訪問介護の導入やサービスの適正化事業が進められるもとで、ホームヘルプサービスの提供は制約されてきている。このため、介護保険サービスの範疇では支援しきれない事例が多くある。こうした方々へのインフォーマルサービスが切望されているが、安心して使えるものは地域に少ない。

当法人の生活支援事業は、地域に密着する社会福祉法人として、こうした生活要求を「地域助け合い」によって支援するために開始したもので、社会福祉法人の公益事業に位置づけられるものである。

【実施内容】

高齢者からの要望は地域のケアマネジャーを通して入ってくる。サービスを提供するのは、この趣旨に賛同する協力員で、ヘルパー事業所の2級ヘルパーなどが登録していて、月間10数名の協力員が支援している。利用料は1時間当たり1,100円（交通費がかかる場合は実費）で、うち1,000円を協力員の報酬、100円を事業所の事務費にあてている。需要と供給のコーディネートは当法人の担当者が行っている。

介護保険制度の大きな変化はヘルパー利用者にとって打撃的であったため、生活支援事業の開始当初から利用要求は切実であった。主な支援事例は医療機関への受診介助がもっとも多く、掃除、窓ふき、薬の受け取り、土日のショート送迎や滞在中の受診介助などである。

いわゆる便利屋さん的な有償サービスは企業なども含め一定数あるが、利用料も高く使いやすいものではない。当法人の生活支援事業は、その人の生活全体を把握し利用者の要望をお聞きし必要なサービスを定め総合的な支援につなげるという点で、微力ではあるが大事な役割を發揮している。

活動効果

利用者からは大変助かると喜ばれている。独居、老々世帯が多いなか、地域に存在する社会福祉法人として高齢や障がいをもっても地域で暮らし続けたいという要求にささやかながらもこたえている。最近は他事業所のケアマネジャーからも紹介がある。

ある意味でスキマのサービスともいえるが、利用者は何らかの介護サービス利用者であり、ケアマネジャーはその全体像を把握しており協力員も利用者を知っている人に対している。したがって、総合的なアセスメントのもとで支援が実施されていることに優位性があると考える。

今後の課題

高齢者の日常生活における要求は、現在実施しているサービスのほかに買い物支援、除雪、独居者の見守り・話し相手、庭の草むしりなど幅広い。しかし、担当者はヘルパー事業所管理者が兼務しているため生活支援事業は一定範囲内に限定している。協力員の確保の大変さもあり現在より支援を拡大するのは当面、難しい。

生活支援事業は介護保険サービスの肩代わりではない。介護報酬の給付抑制がすすむなか、本来、介護保険で提供すべき生活援助まで保険から除外されてきているのは問題である。

また、地域で困っている高齢者を積極的に支援していくとすれば、地域包括支援センターの機能を含め行政の守備範囲を明確にするとともに、密接な連携が欠かせない。

主な経費や財源の内訳（年間あたり）

<主 な 経 費>	<概算額>
人件費（協力員の報酬）	¥330,000
事務費（通信費、消耗品費、雑費等）	¥30,000
<合 計>	¥360,000

<主 な 財 源>	<概算額>
利用者負担額（利用料）	¥360,000
<合 計>	¥360,000